平成２９年（フ）第４５９号
静岡県熱海市下多賀330番地の６
債務者　稗田ゆかり
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
静岡県田方郡函南町間宮757番地の１　メルベーユＳ102、前住所神奈川県小田原市穴部新田45番地の１　センチュリーハイムⅥ202
債務者　津田　美穂（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３２２号
愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田１番地１　メゾンスピカＡ－203号
債務者　礎　　義博
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３２８号
愛知県犬山市字裏之門60番地１　ビーライン梅村201
債務者　村岡　亮太
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５２２０号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目13番23－1213号
債務者　神谷　知宏
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２８９号
大阪府枚方市北中振１丁目13番28号
債務者　古藤　豊明
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３０６号
大阪府枚方市北中振１丁目27番33－113号
債務者　熊井　雄大
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３０８号
大阪府枚方市北中振１丁目27番33－113号
債務者　熊井　吉行
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３０９号
大阪府枚方市北中振１丁目27番33－113号
債務者　熊井　幸子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４２５号
大阪府摂津市千里丘東３丁目７番９－302号
債務者　吉島　誉幸
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４２７号
大阪市西成区岸里東１丁目４番８号　第２アイコーポ　301号
債務者　田中　博史
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４４０号
大阪市港区港晴４丁目11番６号　Ａｖａｎｚａｒｅ朝潮橋　101号
債務者　渡邊　洋治
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５１７号
大阪府門真市元町７番23－309号
債務者　神原　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３９号
大阪市平野区喜連西３丁目１番22－701号、前住所堺市堺区石津町１丁４番24号　アンジェニュソレイユ302号
債務者　井上　　睦（旧姓安武）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７号
兵庫県丹波市山南町野坂195番地８
債務者　田上　涼子（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第１７０５号
福岡市東区和白４丁目12番８号
債務者　平古場智恵子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部